

一戸町告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、町営建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

令和6年12月16日

一戸町長 小野寺 美 登



1 町営建設工事の指名競争入札に参加できる者

- ① 指名競争入札に参加できる者は、町営建設工事請負資格審査申請書を町長に提出した者のうち、申請する業種別区分ごとに、県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）第7条に規定する名簿（以下「県名簿」という。）に登録されている者で、資格審査の結果資格者となり名簿に登録された者とする。ただし、県名簿の業務区分にない業種を入札参加資格等とした工事についてはこの限りではない。
- ② 次の各号に該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか指名競争入札に参加することができない。
 - ア 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者
 - エ 営業に関し法律上必要とする資格を有していない者